

東京都公報

発行
東京都

目次

72

規則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（デジタルサービス局戦略部戦略課）…
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境局気候変動対策部総量削減課）…

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十四条 条例別表第二の四の項に規定する規則で定める事務は、東京都公立大学法人が実施する授業料減免に係る経費の交付に関する要綱による東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料の減免に必要な経費の算定に必要な資料に係る審査に関する事務とする。

第十一条を第十二条とし、第十条の前の見出しを削り、同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして「（特定個人情報情報を利用する事務）」を付し、第九条の次に次の一条を加える。

第十条 条例別表第一の十の項に規定する規則で定める事務は、東京都公立大学法人が実施する授業料減免に係る経費の交付に関する要綱（令和五年十月十日付五総企第 四百二号総務局長決定）による東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料の減免に必要な経費の算定に必要な資料の受理、当該資料に係る審査又は当該資料に対する応答に関する事務とする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する
規則
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「**リ**」及び「**ロ**」という。）を削る。
第三条の三に次のただし書を加える。

ただし、第四条の十一の三第一項第一号、第四条の十七第二項、第四条の十八第二項第二号及び第三号、第四条の十九第六項並びに別表第一の三の三の特定温室効果ガス年度排出量にあつては、別表第一の三に定めるとおりとする。

第三条の四第二号中「二十五」を「二十八」に改め、同条第三号中「二百九十八」を「二百六十五」に改め、同条第四号中「一万四千八百」を「一万二千四百」に改め、同条第五号中「六百七十五」を「六百七十七」に改め、同条第六号中「九十二」を「百十六」に改め、同条第七号中「三千五百」を「三千百七十」に改め、同条第八号中「千五百」を「千二百二十」に改め、同条第九号中「千四百三十」を「千三百」に改め、同条第十号中「三百五十三」を「三百二十八」に改め、同条第十一号中「四千四百七十」を「四千八百」に改め、同条第十二号中「五十三」を「十六」に改め、同条第十三号中「百二十四」を「百三十八」に改め、同条第十四号中「十二」を「四」に改め、同条第十五号中「三千二百二十」を「三千三百五十」に改め、同条第十六号中「九千八百十」を「八千六十」に改め、同条第十七号中「千三百七十」を「千三百三十」に改め、同条第十八号中「千三百四十」を「千二百十」に改め、同条第十九号中「六百九十三」を「七百十六」に改め、同条第二十号中「千三十」を「八百五十八」に改め、同条第二十一号中「七百九十四」を「八百四」に改め、同条第二十二号中「千六百四十」を「千六百五十」に改め、同条第二十三号中「七千三百九十」を「六千六百三十」に改め、同条第二十四号中「一万二千二百」を「一万一千百」に改め、同条第二十五号中「八千八百三十」を「八千九百」に改め、同条第二十六号中「一万七千三百四十」を「九千二百」に改め、同条第二十七号中「八千八百六十」を「九千二百」に改め、同条第二十八号中「一万三百」を「九千五百四十」に改め、同条第二十九号中「九千六十」を「八千五百五十」に改め、同条第三十号中「九千三百」を「七千九百十」に改め、同条第三十一号中「七千五百」を「七千九百十」に改め、同条第三十二号中「二万二千八百」を「二万三千五百」に改め、同条第三十三号中「一万七千二百」を「一万六千百」に改める。

第三条の六第一号中「所有者」の下に「（前項に規定する所有者をいう。以下この条及び第四条の二十一の四において同じ。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第五条の七第六号に規定する規則で定める所有者は、条例第五条の八第二項に

規定する事業所を所有している事業者とする。

第四条第一項中「合算し」の下に「、当該合算した量（第四条の十一の二において「一次エネルギー換算量」という。）を」を加え、同項ただし書中「次に掲げる者」の下に「（住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。）」を加え、同項第一号中「第六項」を「第六号」に改める。

第四条の四第一項第三号中「所有する」を「所有している」に改め、「事業者」の下に「（条例第五条の八第二項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第六号ただし書中「次号」を「第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 当該事業所の住居の用に供する部分のみを所有する者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は第一号から第五号まで若しくは次号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。

第四条の五第一項第五号中「及び燃料等の使用量」を「、燃料等使用量及び燃料等の排出係数（当該燃料等の単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。）」に改める。

第四条の六の二第三項第二号ウ中「及び燃料等使用量監視点」を「、燃料等使用量監視点、燃料等使用量及び燃料等の排出係数」に改める。

第四条の九第一項第二号中「、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少」を削る。

第四条の九の二第二項中「及び令和二年度」を「、令和二年度及び令和七年度」に改める。

第四条の十一中「を超過した量及び規則で定める上限の量」を削り、「合計した量を超過した量」の下に「に、第三号の割合を乗じて得られる量」を加え、同条第一号中「（基準排出量の二分の一を上限とする。）」を削り、同条に次の一号を加える。

三 第一号の量のうち、知事が別に定める方法で算定する量の占める割合
第四条の十一に次の一項を加える。

2 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める上限の量は、基準排出量に二十分の十三を乗じて得た量から基準排出量に削減義務率を乗

じて得た量を減じて得た量とする。

第四条の十一の二中「都内削減量の発行が可能な期間（都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又は当該年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。）内において都内削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい」を「都内削減量を算定する事業所等における第一号の量から第二号及び第三号の量を控除した量を、知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地球温暖化対策事業者等が、当該事業所等に係る地球温暖化対策報告書を知事に提出した年度の前年度の末日時点で第四条第一項第一号に掲げる者（第五条の十七第二項に規定する要件に該当するものを除く。）に該当する場合には、第一号の量から第二号の量を控除した量のうち知事が別に定める量を知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量とする。

第四条の十一の二各号を次のように改める。

- 一 当該地球温暖化対策報告書に記載したエネルギーの使用の削減に係る目標に関し、当該地球温暖化対策事業者等が選択した基準となる年度の一次エネルギー換算量
- 二 都内削減量の発行が可能な年度（地球温暖化対策報告書が知事に提出された年度とする。）の前年度の一次エネルギー換算量
- 三 第一号の量に、当該基準となる年度に応じた達成すべき削減率（事業所等におけるエネルギーの使用の削減に係る達成すべき水準として地球温暖化対策指針に定める削減率をいう。）を乗じて得られる量

第四条の十三第一号中「附則第九条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令」及び「なお効力を有する」を削り、同条第二号中「換算した量」の下に「（指定地球温暖化対策事業所において、当該電気等環境価値保有量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。）」を加える。

第四条の十四第一項の表一の項ア中「附則第四条の規定によりなお効力を有するものとされた同法」を削り、「経過措置利用量」を「基準利用量」に改め、「減少」の下に

「及びこれに類するものとして知事が指定する用途」を加える。

第四条の十五中「別表第一の三」を「別表第一の三の二」に改める。
第四条の十六第二項中「及び事業所区域の変更」を「事業所区域の変更」に改め、「含むもの」の下に「及び知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所（平成二十六年までで特定地球温暖化対策事業所に該当し、平成二十七年以後に同号に規定する指定の取消しを受けたものに限る。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める令和七年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第四期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所又は知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所（平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当し、同号に規定する指定の取消しを受けたものに限る。）にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所	百分の五十	百分の四十一
	ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所		
二 第二区分事業所	(二) (一)以外のもの	百分の四十八	百分の三十九

7 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事業所の種類	割合
一 第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるもの（三に掲げる事業所を除く）	百分の二一

<p>二 知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された電気に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満である事業所(三に掲げる事業所を除く。)</p>	<p>百分の三</p>
<p>三 一及び二のいずれにも該当する事業所</p>	<p>百分の五</p>

第四条の十七第二項に次のただし書を加える。

ただし、特定地球温暖化対策事業所であつて燃料等の供給を主たる事業とする事業所に限り、本文の特定温室効果ガス年度排出量を、当該事業に係る燃料等の量(燃料の供給を主たる事業とする事業所にあつては、当該事業所が供給する燃料の量に当該燃料の一単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量とする。)に、別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分に応じた排出係数を乗じて得た量に代えることができる。

第四条の十七第四項中「第五条の十三第一項第三号」を「第五条の十三第一項第四号」に、「別表第一の三の二」を「別表第一の三の三」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める要件は、第四条の八第三項第二号に該当することとする。

5 条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する規則で定める方法は、第四条の十九第六項に定める方法とする。この場合において、同項中「当該状況の変更の前の基準排出量」とあるのは、「削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量」とする。第四条の十八第二項第四号中「第五条の十三第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項第五号中「燃料等の使用量」を「燃料等使用量」に改める。

第四条の二十の見出し中「に係る削減義務率」を削り、同条第一項中「削減義務率を減少する」を「認定を受ける」に、「優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書」を「優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書」に改め、同項に次のただし書を

加える。

ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに申請できない場合にあっては、知事が別に定める日まで(同項の規定による指定があつた年度にあつては、当該指定の日から九十日を経過した日まで)に行うものとする。

第四条の二十第三項中「値は、次に掲げる特定地球温暖化対策事業所の区分に応じ、当該各号に定める値」を「超過削減量の上限の量は、第四条の十一第二項の規定にかかわらず、基準排出量から基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を減じて得た量」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを認めるときは、特定地球温暖化対策事業者に対し」を「条例第五条の十五第四項による通知は」に、「通知する」を「行う」に改める。

第四条の二十一の四第一項第三号の表環境価値換算量の項第一号中「の所有者」を「を所有する者」に改める。

第四条の二十一の八第三項第二号中「なお効力を有する」を削る。

第四条の二十一の九中「第百七十四条第一項ただし書」を「第百七十七条第一項ただし書」に改める。

第四条の二十一の十一中「削減義務率の減少」を「認定」に改める。

第四条の二十二の次に次の一条を加える。

(再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量)

第四条の二十二の二 条例第五条の二十五第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、知事が別に定める電気及び熱の利用方法の区分に応じ知事が別に定める方法により算定する量とする。

第四条の二十三第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあっては、知事が別に定める日まで(指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで)に行うものとする。

第四条の二十三第二項中「第六条第九号」を「第六条第十一号」に改め、同項第五号中「及び燃料等使用量」を「燃料等使用量及び燃料等の排出係数」に改める。

第四条の二十六第一項第五号中「燃料等使用量」の下に「及び燃料等の排出係数」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 前年度における特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量

第四条の二十六第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあっては、知事が別に定める日まで（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行うものとする。

第五条第一項第四号中「及びその他ガス年度排出量」を「、その他ガス年度排出量並びに特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量」に改め、同条第三項中「備え置き」を「備置き」に改める。

第五条の二第二項第三号中「及びその他ガス年度排出量」を「、その他ガス年度排出量並びに特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量」に改める。

第五条の五第五号中「（第一区分事業所の検証に限る。）」を削り、同条第六号を削る。

第五条の六第三項第一号中「（当該検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員を、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）を含む。）」を「の役員」に、「第八条の九第一項各号」を「第八条の九第一項第五号アからウまで」に改め、同項第四号中「検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、」を削り、同項中第五号及び第五号の二を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「（検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては当該検証機関登録申請者及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員））」を「の役員」に改め、同号を同項第六号とし、同条第四項中「第七号」を「第

六号」に、「第五条の九第二項」を「第五条の九第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「から第五号の二まで」を削り、同条第五項中「住民票の写し若しくはこれに代わる書面、」を削り、同項第一号中「が法人である場合にあっては、その役員（」を「の役員（」に改め、同条第七項中「第三項第七号」を「第三項第六号」に改める。

第五条の七第二項第一号中「都内の」を削り、同項第三号中「登録検証機関が法人である場合にあっては、その」を削り、同項第四号を削る。

第五条の九第一項を削り、同条第二項中「第八条の十第二項」を「第八条の十第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「（登録検証機関が法人の場合に限る。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、同項第七号中「第八条の七第一項第六号」を「第八条の七第一項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とする。

第五条の十一第一項第五号中「（第一区分事業所の検証に限る。）」及び「第一区分事業所に対する」を削り、同項第六号を削る。

第五条の十二第一項第三号ただし書中「若しくは第六号」を削り、同条第二項中「第八条の十四第四項」を「第八条の十四第三項」に改める。

第五条の十三の二第二項中「並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあっては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「第五条の九第二項」を「第五条の九第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に定める書面」を「既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合にあっては、印鑑証明書又はこれに準ずるもの」に改め、同項各号を削る。

第五条の十六の表中「氏名及び住所（法人にあっては、」を「法人の」に、「所在地）」を「所在地」に、「及び氏名（法人にあっては、」を「並びに法人の」に、「氏

名)を「氏名」に改める。

第五条の十六の二中「正本に」を「正本の提出に加え」に改め、「一通」の下に「の添付」を加え、「磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに記録したものの添付」を「記録した電磁的記録」に改める。

第五条の十七第四項中「第八条の二十三第一項」を「第八条の二十三第一項第一号」に改める。

第五条の十九第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあっては、知事が別に定める日までに行うものとする。

第五条の十九第二項中「磁気ディスク等をもって調製するファイルに記録したものの添付」を「記録した電磁的記録」に改める。

第五条の二十第三項中「備え置き」を「備置き」に改める。

第十三条の六第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

附則第十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項の表中「平成二十八年年度から平成三十一年度まで」を「令和三年度から令和六年度まで」、「第一期当初申請」を「第二期当初申請」に、「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十九年年度から令和元年度まで」に改める。

別表第一の三の二中

条例第五条の十三第二項第二号イの方法

指標適正基準量

を

条例第五条の十三第二項第二号イの方法

条例第五条の十三第一項第三号ウの方法
三第一項第三号ウの基準排出量が条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アの方法で算定されている場合
合
基準期間における区域変更部分についての特定温室効果ガス年度排出量が算定できない場合
旧指定事業所の基準排出量の案分量

指標適正基準量
実績適正基準量

に

改め、同表備考三中「第五条の十三第一項第三号」を「第五条の十三第一項第四号」に改め、同表を別表第一の三の三とする。

別表第一の三特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限る。)の部算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点の項中「すべて」を「全て」に改め、同部算定に用いる活動量の項第一号中「請求書等」の下に「(第四条の十七第二項ただし書に規定する事業所にあつては、当該事業に係る燃料等の量については、当該燃料等の販売に係る当該事業所が発行した請求書等)」を加え、同項第二号中「使用量」の下に「又は供給量」を加え、同表基準排出量(条例第五条の十三第一項第二号イに規定する方法により算定したものに限る。)の項の次に次のように加える。

基準排出量(条算定の対象となる事例第五条の十三業所の区域第一項第三号ウに規定する量に限る。)

一 削減義務期間の終了年度の事業所の区域(条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域)と一致していること。

算定された量の値	<p>一 削減義務期間の終了年度の基準排出量の値に誤りがないこと。</p> <p>事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更に従って、事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況に第四条の十九第一項及び第二項に規定する変更があるかを確認し、当該変更がある場合は、第四条の十七第五項に規定する方法に従って当該状況の変更に応じた適切な量が算定されていること。</p>
----------	---

別表第一の三都内削減量の部算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点の項中「すべて」を「全て」に改め、同部対策の実施の項を削り、同表都外削減量の部算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点の項中「すべて」を「全て」に改め、同表備考中「項及び」を「項、」に、「の事項」を「及び基準排出量(条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する量に限る。）」の項の事項」に改め、同表を別表第一の三の二とし、別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三 基準排出量算定時の特定温室効果ガス年度排出量の算定方法(第三条の三関係)

<p>温室効果ガスの種類</p> <p>燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素</p>	<p>算定方法</p> <p>次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。)を合算する方法</p> <p>イ 知事が別に定める燃料ごとに、排出の量を算定する期間(以下「排出量算定期間」という。)において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量を含む。)に、当該区分に応じ当該燃料の一単位当たりのギ</p>
--	--

ガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じた熱排出係数(当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。)として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ハ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この表において「電気使用量」という。)に、当該電気の電気排出係数(当該電気のキロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。)として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ニ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを交換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているものうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量に、当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ず

る方法により算定される量

ホ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを交換して得られた電気であつて、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、
 第四条第一項第一号オ、第四条の十三第一号、第四条の十四第一項、第四条の十六第二項及び第四条の十七第二項の改正規定、同条第四項の改正規定(別表第一の三の二を別表第一の三の三に改める部分を除く。)、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に二項を加える改正規定、第四条の十八第二項第四号、第四条の二十第五項、第四条の二十一の八第三項第二号、第四条の二十一の九及び第十三条の六第一号の改正規定、別表第一の三の改正規定(同表都内削減量の部対策の項を削る部分及び同表を別表第一の三の二とする部分を除く。)、並びに別表第一の三の二の改正規定(同表を別表第一の三の三とする部分を除く。)、並びに附則第四項及び第十五項から第十二項までの規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条の四、第四条の九第一項、第四条の十一、第四条の十一の二及び第四条の十三の規定は、算定の対象となる年度が令和七年度以後である温室効果ガス排出量、削減義務量、超過削減量、都内削減量及びその他削減量に係る算定を行う場合について適用し、算定の対象となる年度が令和六年度以前である温

室効果ガス排出量、削減義務量、超過削減量、都内削減量及びその他削減量に係る算定を行う場合については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの新規則第四条の十六第六項及び第七項に規定する第四期削減義務率は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる期間に限り、当該下欄に掲げる割合とする。

この場合において、附則第十二項の規定の適用については、同項中「第四条の十六各項に規定する削減義務率」とあるのは、同表一の項に掲げる事業所について適用する場合にあっては当該中欄に掲げる期間に限り「第四条の十六第六項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」と、同表二の項及び三の項に掲げる事業所について適用する場合にあっては当該中欄に掲げる期間に限り「第四条の十六第六項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、附則第三項の表下欄に掲げる割合」とする。

事業所の種類	期間	割合
一 特定地球温暖化対策事業所に該当した年度(事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所(以下「新指定事業所」という。))にあっては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事	該当年度から起算して十一年度目の年度から五箇年度に満たない期間	新規則第四条の十六第六項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合

<p>二 該当年度が令和三年度から令和六年度までの間である</p>	<p>業所（事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度又は知事が条例第五條の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所が初めて特定地球温暖化対策事業所に該当した年度。以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十六年までのある事業所</p>
<p>該当年度から五箇年度に満たない期間</p>	
<p>一 第一区分事業所</p>	
<p>(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源</p>	
<p>百分の三十一</p>	

<p>事業所</p> <p>三 該当年度が令和七年度から令和十年度までの間である事業所</p>	<p>該当年度から令和十年度までの期間</p>	<p>二 第二区分事業所</p>	<p>事業所 (二) (一) 以外のもの</p>	<p>百分の二十九</p>
<p>一 第一区分事業所</p>		<p>二 第二区分事業所</p>	<p>(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所 (二) (一) 以外のもの</p>	<p>百分の二十九</p>

4 施行日前にこの規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四條の十七に規定する方法で決定した基準排出量については、新規則第四條の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号。以下「改正条例」という。）附則第九項及び第十二項の規定により基準排出量の変更を申請する場合には、この限りでない。

5 新規則第五條第一項及び第五條の二第一項の規定は、地球温暖化対策計画の公表等の事項の年度が令和七年度以後である場合について適用し、地球温暖化対策計画の公表等の事項の年度が令和六年度以前である場合については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧規則第五條の五第五号又は第六号に規定する登録区分で検証機関の登録を受けた者は、新規則第五條の五第五号に規定する登録区分で検証機関の登録を受けた者とみなす。

7 条例第八條の七第一項の規定により申請書を提出する者は、当分の間、当該申請書に、その役員が改正条例による改正前の条例第八條の九第一項第二号又は第四号に該当しない者であることを誓約する書面を添付しなければならない。

8 施行日の前日において現に登録検証機関として登録されている個人に対する旧規則

第五条の九、第五条の十三の二及び第五条の十六の規定の適用については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧規則第五条の十一第一項第五号又は第六号に規定する登録区分で検証主任者の登録を受けた者は、新規則第五条の十一第一項第五号に規定する登録区分で登録を受けた者とみなす。

10 改正条例附則第二項の規定による申請は、同項第一号に掲げる事業所にあつては、新規則第四条の二十第一項の規定による申請の際に、知事が別に定める様式に知事が指示する書類を添えて、改正条例附則第二項第二号に掲げる事業所にあつては、知事が別に定める期限までに、知事が別に定める様式により行うものとする。

11 改正条例附則第三項の規定で定める期間は、改正条例附則第二項第一号に掲げる事業所にあつては新規則第四条の二十第二項に定める期間とし、改正条例附則第二項第二号に掲げる事業所にあつては同項の申請を行った年度から令和七年度から始まる削減計画期間中、優良特定地球温暖化対策事業所の認定が引き続き年度までとする。

12 改正条例附則第三項の規定で定める値は、次に掲げる特定地球温暖化対策事業所の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 地球温暖化の対策の推進の程度が優れた事業所として知事が別に定める基準を満たす特定地球温暖化対策事業所（次号の事業所を除く。） 第四条の十六各項に規定する削減義務率の五分の四
- 二 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準を満たす特定地球温暖化対策事業所 第四条の十六各項に規定する削減義務率の五分の三

13 知事は、改正条例附則第二項の削減義務率減少の申請を認め、又は認めないときは、知事が別に定める通知書により、申請者に通知しなければならない。

14 改正条例附則第三項の規定の適用を受ける事業所に係る義務履行期限及び知事による超過削減量の発行については、新規則第四条の九及び第四条の二十一の規定を準用する。

15 改正条例附則第九項の規則で定める事業所は、燃料等の供給を主たる事業とする事業所とする。

16 改正条例附則第九項の規定による申請は、令和六年四月一日から同年九月三十日までの間に、知事が別に定める様式により知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

17 改正条例附則第十項の規定で定める量は、新規則第四条の十七第二項ただし書に規定する特定温室効果ガス年度排出量に基づき同項本文の規定により算定する量とする。

18 改正条例附則第十一項の規定による通知は、知事が別に定める通知書により行うものとする。

19 改正条例附則第十二項の規定による申請は、令和六年四月一日から同年九月三十日までの間に、知事が別に定める様式により知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

20 改正条例附則第十四項の規定による通知は、知事が別に定める通知書により行うものとする。

21 改正条例附則第十項又は第十三項の規定の適用を受ける事業所に係る義務履行期限及び知事による超過削減量の発行については、新規則第四条の九及び第四条の二十一の十一の規定を準用する。

22 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年東京都規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中「早い年度」の下に「又は知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所が初めて特定地球温暖化対策事業所に該当した年度」を加える。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

